

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を 申請される方へ（5号認定（ロ）原油等の価格上昇）

申請書を提出していただくとともに、各種資料の提出が必要です。

### 【対象中小企業者】

- ① 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する中小企業者
  - 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。
- ② 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する中小企業者
  - 以下の要件のいずれも満たすこと。
    - ・ 主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）
    - ・ 主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）
    - ・ 主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）
- ③ 兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている中小企業者
  - 以下の要件のいずれも満たすこと。
    - ・ 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（原油等の仕入単価の上昇率）
    - ・ 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上（原油等への依存率）
    - ・ 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（指定業種に係る価格転嫁の状況）
    - ・ 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る価格転嫁の状況）

### 【申請に必要な書類一式】

- 1 申請書・・・2枚（1枚は町への提出用、1枚は認定書として交付します。※全て記名・押印のこと）
- 2 法人の場合は前期申告書、個人の場合は前年の確定申告書の写し（一式をコピーで提出）
- 3 最近1か月及び前年同期1か月の原油等の平均仕入れ単価を確認できる資料（領収証、納品書の写し等）
- 4 最近1か月の売上原価の総額と原油等の仕入れ総額が確認できる資料（試算表等の写し、領収証、納品書の写し等）
- 5 最近3か月及び前年同期3か月の売上・原材料費、製品原価が確認できる資料（試算表等の写し）
- 6 許認可業種の場合、許可証の写し